

議案第29号	第4次三田市総合計画基本構想及び基本計画の改定について
政策課	第4次三田市総合計画基本構想及び基本計画を改定するため、三田市まちづくり基本条例第28条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。
内容	<p><b>【関係法令】</b>  三田市まちづくり基本条例  (総合計画)</p> <p>第28条 市長は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的な取組みを定める基本計画で構成する総合計画を定めます。</p> <p><b>2 市長は、総合計画を定めるに当たっては、市議会の議決を経なければなりません。</b></p> <p>3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを図ります。</p> <p>4 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画の実現に則した内容にしなければなりません。</p>